

# 税制改正をうまく活用するための Q&A

**A**

相続税の課税が強化されるからです。

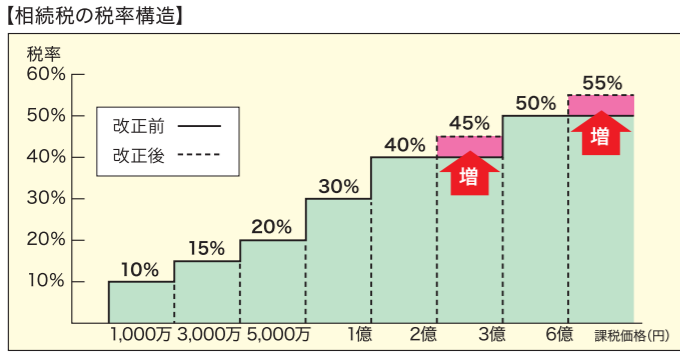
平成27年1月から相続税の基礎控除が現行の6割に縮小されます。これにより、課税対象者が1.5倍から2倍以上に増加することが予想されます。同時に税率構造も改正され、最高税率が引き上げられます。ただ「小規模宅地等の特例」を利用すれば納税する必要がなくなる人も大勢います。この特例の利用には相続税の申告書提出が必要ですから、専門家への相談も検討してください。

**Q.3**

相続税対策の必要性が高まっているのはなぜ？

【相続税の基礎控除】

〈平成27年1月1日以降〉	〈現行〉	基礎控除額 II 定額控除 + 法定相続人 比例控除
3,000万円 + 600万円 × 法定相続人の数	5,000万円 + 1,000万円 × 法定相続人の数	



※上記の改正は平成27年1月1日以後の相続または遺贈から適用。

**A**

1 配偶者が相続した場合  
居住や所有を継続する必要はありません。

2 同居親族が取得した場合  
相続税の申告期限までそこに居住し、その宅地を保有し続けることが必要です。

3 非同居親族が取得した場合  
相続税の申告期限まで、その宅地を保有していることが必要です。

資料提供: ランドマーク税理士法人

**Q.2**

「小規模宅地等の特例」はどんな場合に適用されるの？

あなたの場合は当てはまりますか？

**A**

「小規模宅地等の特例」の拡充で、相続税評価額が下がります。

親などの被相続人と同居することで、相続時に一定の面積までの宅地等の評価額が80%減額されますが、再来年の改正後はその限度面積がさらに拡大されます。また平成26年1月1日以後は、現在は同居と認められていない独立型の二世帯住宅にも特例が適用されることになっています。

【居住用の敷地に対する限度面積の拡大】

〈例〉路線価(1㎡あたりの基準額)が20万円の場合

	路線価	適用限度面積	減額割合	評価減価格
現行	20万円	240㎡	▲80%	▲3,840万円
改正後	20万円	330㎡	▲80%	▲5,280万円

**その差額 1,440万円!**

※上記の改正は平成27年1月1日以後の相続または遺贈から適用。  
資料提供: ランドマーク税理士法人

相続税の申告、事前対策のご依頼は  
**ランドマーク税理士法人**

相続対策相談6,500件、相続税申告1,000件超の実績。経験豊富なプロフェッショナルが安心のサービスをご提供します。

まずは無料相談をご利用ください!

丸の内相続プラザ(無料相談窓口)  
☎ 0120-48-7271  
〈平日〉9:00~19:00 〈土曜日〉9:00~17:30  
丸の内相続プラザ

限度面積が広がると相続税の評価額がずいぶん下がるのね!